

ゴム防舷材耐久性審査証明実施要領

財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター

(総則)

第1条 本実施要領は、ゴム防舷材の耐久性について審査証明を行うことにより、ゴム防舷材の耐久性の確保を図ることを目的として財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター（以下「センター」という）が実施するゴム防舷材耐久性証明事業（以下「耐久性証明」という）に適用する。

(適用の範囲)

第2条 耐久性証明は、港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局監修）（以下「仕様書」という）に定めるゴム防舷材の耐久性に関する品質基準との整合性の確認を行うものとする。

なお、センターより耐久性の証明がなされた場合においても、工事現場における受け入れ検査等については、各発注者の仕様書等に基づいて行われるものとする。

(審査項目)

第3条 耐久性証明では次の項目について、審査を行う。

- 1) 耐久性
仕様書に適合した耐久性の有無
- 2) 供給の安定性
製造工場における適切な品質管理による製造及び安定的供給
- 3) 輸送・保管の管理体制
ゴム防舷材の輸送および保管の管理体制

(審査証明の申請)

第4条 審査証明の申請者は、「ゴム防舷材耐久性審査証明新規申請書」（様式-1）に別途定める必要資料（別表-1）を添えてセンターに申請するものとする。

- 2 前項の申請をする際は、次に掲げる項目を満足していること。
 - 1) 審査証明の申請者は、ゴム防舷材の製造者であること。
なお、製造者の委任を受けた者（申請を依頼された者）は、代理の申請を行うことができる。
 - 2) 日本語による申請がなされ、かつ、資料内容の説明等の対応がなされるもの。
また、その内容の確認に著しく労力、時間および経費を要するものでないこと。
 - 3) 申請内容に虚偽のないこと。

(必要事項の確認)

第5条 センターは、前条の申請を受けたのち、申請者に対し、審査証明に際し必要な事項を確認するものとする。

- 2 センターは、前項の確認の際、必要と認められるものについて、申請者に対し、追加資料の提出を求めることができる。

(受 付)

- 第6条 センターは、前条必要事項の確認等の後、申請を受付け「ゴム防舷材耐久性審査証明新規申請受理書」(様式-2)を申請者に送付するものとする。
- 2 申請者は、前項の受理書を受取ったのち、すみやかに、審査証明費用をセンターが定める方法で納付するものとする。

(費 用)

- 第7条 所要経費は、1申請当り審査証明費用50万円とする。
- ただし、1申請当たり5タイプまでとする。
- 2 審査証明の過程において必要となった事項に関する諸費用は、すべて申請者の負担とする。

(審査証明方法)

- 第8条 センターは、学識経験者およびセンター職員により構成される「ゴム防舷材耐久性審査証明委員会」を設置し、別途定める「ゴム防舷材耐久性試験実施基準」および「ゴム防舷材耐久性審査証明基準」に基づき審査証明を行うものとする。
- 2 提出された資料で審査および判定ができない場合、または、疑義を認めた場合は、申請者と協議のうえ、当該製造工場の立入り検査を行うことができる。
- 3 耐久性証明に要する期間は、第6条に規定する受付後、原則として3箇月とする。
- なお、次条により追加資料の提出または追加確認試験の実施が必要とされる場合は、それらの結果が申請資料の追加資料として受け付けた時点から、原則として3箇月とする。
- 4 「ゴム防舷材耐久性審査証明委員会」は、原則として4半期ごとに開催する。

(資料の追加)

- 第9条 センターは、耐久性証明の審査過程において、申請者に対し、必要に応じて新たな資料の提出を求めることができる。
- 2 前項に関して確認試験が必要と認められる場合は、センターで定める検査機関等において、申請者の負担のもとに、追加の確認試験を行うものとする。

(交付または通知)

- 第10条 センターは、審査証明を終了したとき、遅滞なく「ゴム防舷材耐久性(新規/更新)証明書」(様式-3)(以下「証明書」という。)を作成し、申請者に交付するものとする。なお、審査の結果が不合格の場合には、センターはその理由を明記し申請者に通知する。

(証明書の有効期間)

- 第11条 証明書の有効期間は、交付の日から3年間とする。

(証明書の更新)

- 第12条 証明書の更新を申請する者は「ゴム防舷材耐久性審査証明更新申請書」(様式-4)に別途定める必要資料(別表-1)を添えて、有効期限の3箇月前までに申請するものとする。

- 2 センターは、前項による申請を受付けるに際し、必要に応じて聞取りの実施、または、追加資料の提出を求めることができる。
- 3 センターは、前項必要事項の確認等の後、申請を受付け「ゴム防舷材耐久性審査証明更新申請受理書」(様式-2)を申請者に送付するものとする。
- 4 申請者は、前項の受理書を受取ったのち、すみやかに、更新審査証明費用をセンターが定める方法で納付するものとする。更新に係る費用は、20万円とする。
- 5 提出された資料で審査、判断できない場合または疑義を認められた場合は、申請者と協議のうえ、当該製造工場の立入り検査を行うことができる。
- 6 センターは、更新審査証明を終了したとき、遅滞なく「ゴム防舷材耐久性(新規/更新)証明書」(様式-3)を作成し、申請者に交付するものとする。なお、審査の結果が不合格の場合には、センターはその理由を明記し申請者に通知する。
- 7 証明書の更新が認められたゴム防舷材については、3年間の有効期間を更新するものとする。
- 8 同一基本構造において、カタログ表示の製品に新規申請時よりもさらに硬いゴム質製品あるいはさらに軟らかいゴム質製品が追加された場合には、本要領第1条から第11条までの規定による。

(仕様書の改訂)

第13条 ゴム防舷材耐久性に関する仕様書の改訂があった場合、証明書を申請するものは前条に基づき、証明書の更新を申請する。

(申請の取下げ)

第14条 申請者は審査証明の途中において、前条以外の申請内容の変更または申請の取下げを行うことができる。この場合の費用は、申請者とセンターが協議のうえ精算するものとする。

(証明書の無効)

第15条 センターは、申請者が虚偽の申請あるいはその他不正の手段により証明を受けたことが判明した場合は、当該証明書を無効とする。

- 2 申請者は、前項の規定に該当した場合は、センターの求めにより、ただちに、必要な措置を講じなければならない。

(瑕疵等による補償責任)

第16条 センターは、ゴム防舷材の耐久性に関する瑕疵等による補償責任を負わない。

(公表)

第17条 センターは、証明書を発行したゴム防舷材について、今後の適正な活用に役立てるため、ホームページ等において公表する。

(要領の変更)

第18条 本実施要領、ゴム防舷材耐久性証明審査基準およびゴム防舷材耐久性試験実施基準の変更にあたっては「ゴム防舷材耐久性審査証明基準作成委員会」(以下「基準作成委員会」という)を設置し、委員会の審議を経てセンターの理事長が行う。

(その他)

第 19 条 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項はセンターの理事長が定めることができる。

付則 本実施要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表-1 ゴム防舷材耐久性審査証明(新規/更新)申請書に添付する資料一覧

財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター

項目	摘要(記載内容)	新規書類	更新書類
1. ゴム防舷材名称	(基本構造) (商品名称)	申請書様式-1	申請書様式-4
2. 申請者		申請書様式-1	申請書様式-4
3. 代理人	注) 代理人が申請する場合	申請書様式-1	申請書様式-4
4. 耐久性	4-1 ・認証機関による繰返し圧縮試験 証明書 (認証機関証明書の写し: 認証機関名称、所在地、試験実施時期—申請日より過去1年以内—等が確認できるもの)	○	—
	4-2 ・繰返し圧縮試験が適切に実施されたことを示す資料 (試験実施概要書及び試験記録値一覧表等、品質証明のプロセスが確認できる資料)	○	—
	4-3 ・繰返し圧縮試験前後の 性能試験成績証明書 (認証機関等が、申請日より過去1年以内に発行したもの)	○	—
	4-4 ・ 物理試験 (共通仕様書第1編第2章第13節2-13-1) 成績証明書 (認証機関等が、申請日より過去1年以内に発行したもの)	*	○
5. 供給の安定性	5-1 ・製造会社名称(登記簿謄本、定款等を添付する)	○	△
	5-2 ・資本金を示す資料等	○	△
	5-3 ・工場の沿革(工場名称、工場の所在地及び規模等が確認できる資料)	○	△
	5-4 ・工場の指定、認証等(JISマーク表示許可、又はISO9001に基づく認証取得(更新)の有無を識別できる資料)	○	○
	5-5 ・主要生産設備一覧を確認できる資料	○	△
	5-6 ・組織図(製造及び検査関連資格者数並びに責任者を記載した資料)	○	△
	5-7 ・製造管理(製造方法、製造工程、製造管理のフローチャート)をトレースできる資料	○	△
	5-8 ・耐久性に関する品質管理の体制(社内基準、審査機関、決裁者、責任者、責任者の権限)の資料	○	△
	5-9 ・生産量(最近6ヶ月間の月別、過去3年間の年別の資料)	○	△
	5-10 ・過去3年間における「不適合品」及び「クレーム」の発生状況及び処理状況を示す書類	○	○
6. 輸送及び保管の管理体制	6-1 ・輸送及び保管に関する社内規定を確認できる資料	○	△
	6-2 ・輸送及び保管責任者を示す資料(輸送及び保管管理責任者の明示)	○	△
	6-3 ・輸送及び保管の管理箇所、管理項目、管理方法及び検査方法をトレースできる資料	○	△
	6-4 ・輸送及び製品の管理を外注者と取り決めている場合、それらの管理体制を図示したもの(輸送及び製品管理責任者の明示)	○	△

注1) *印: 新規の申請に際し、4-4項「物理試験」に関して既に認証機関より証明を受けている場合には、その証明書を添付して下さい。

注2) 更新の申請に際し、○印の資料は提出必須です。△印の資料は、前回の申請時点と変更が生じた場合には該当事項を明記した資料を提出して下さい。—印の資料は提出の必要はありません。

注3) 上記4. 5. 6. の資料は、とりまとめて提出されても結構です。